



令和5年度の納税・納入通知書を発送します。……………

発送日
 後期高齢者医療保険料： 7/7（金）
 介護保険料： 7/7（金）
 国民健康保険税： 7/13（木）

第1回目の納期限は、
7/31（月）です。
 期限内の納付をお願いします。

[お問い合わせ先] ○後期高齢者医療保険料 町民課 ☎ 22-3117 ○介護保険料 高齢者支援課 ☎ 22-3900 ○国民健康保険税 税務課 ☎ 22-3116

税務課からのお知らせ

税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額変更について……………

令和5年度の国民健康保険税の最高限度額（1世帯あたり）が102万円（医療分65万円、支援分20万円、介護分17万円）から104万円（医療分65万円、支援分22万円、介護分17万円）に変更となります。
 《図を参照》

なお、世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいない場合は、87万円（医療分65万円、支援分22万円）が最高限度額となります。
 ※変更は令和5年度課税分より適用されます。皆さまのご理解をよろしくお願いします。

	現 行	改 正 後
医 療 分	650,000円	650,000円
支 援 分	200,000円	220,000円
介 護 分	170,000円	170,000円
合 計	1,020,000円	1,040,000円

❗ 倒産や解雇などで離職された方の国保税が軽減される場合があります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

軽減の条件
 ①平成21年3月31日以降に離職
 ②離職時の年齢が65歳未満
 ③倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職など
 （離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します。）

❗ ※国民健康保険税の軽減措置などについては、未申告世帯の場合、適用されませんので所得の申告を忘れずをお願いします。

[お問い合わせ先] 税務課 ☎ 22-3116

犬・猫の飼い方について

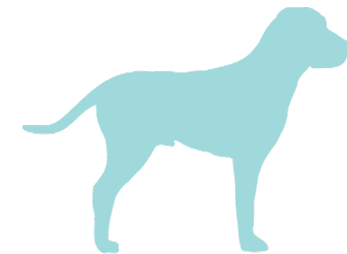


生き物を飼う責任を持ち適切に飼いましょう。ペットの目線、近隣の目線を冷静・客観的に想像して対処する配慮が必要です。ペットの行動に不安を感じたら獣医師へ相談しましょう。県内では、「しつけ方教室」などのセミナーも開催しています。ぜひ参加してみませんか。

「苦情を言われていない＝迷惑をかけていない」とは限りません。

近所付き合いの遠慮から口に出せない場合もあるので、
 飼い主は適正な飼い方で、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

“ 犬の飼い方 ”



❗ 犬は必ず登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、登録時にお渡しする鑑札や予防注射済票は首輪などにつけることで、迷子になったときの名札代わりになります。

❗ 散歩のときにはリードを必ず使いましょう。適正なリードの長さで持ち、周辺に人がいるときは配慮をしましょう。

❗ 排尿させる場所にも気を配り、家や飲食店の前など失礼になる行為は慎み、フン尿の後始末は飼い主が責任をもってしましょう。

❗ 犬のむだ吠えも毎日となると近隣トラブルの原因になります。鳴き声については、適切なしつけをすれば改善が期待できますので、飼い主は他人に迷惑をかけないように心がけてください。

❗ 飼い犬が迷子になったときは、警察署か役場、須崎福祉保健所にすぐに連絡をしてください。迷子犬にならないように、日ごろから鎖や首輪、囲いなどに不備がないか注意しましょう。

❗ 飼い主の変更・犬が町外から転入・町内で転居・死亡した場合には、役場に届けをお願いします。

“ 猫の飼い方 ”



❗ 猫はエサが十分に得られれば、環境を整えた室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。交通事故にあう、伝染病やノミ・ダニをもらう、予期せぬ妊娠をすることのない室内飼育に努めましょう。

❗ 飼い猫が迷子になったときに、野良猫との区別がつき見つけれられるように、迷子札や首輪などに連絡先などをつけましょう。

[お問い合わせ先]

>>>

環境水道課 ☎ 22-3119

大正 町民生活課 ☎ 27-0112

十和 町民生活課 ☎ 28-5112

❗ 犬・猫などを遺棄・虐待することは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反し、罰金が科せられます。

❗ 産まれてくる犬・猫を育てられる見込みがない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

❗ また、飼い主になることができないのであれば、野犬や野良猫にむやみにエサを与えないでください。